

自動体外式除細動器（AED）賃貸借物件仕様書

1. 概要

本仕様書は、高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場に導入する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）について定めるもので、次項に適合し、かつ医薬品医療機器等法上の承認を受けているものとする。

2. 賃貸借期間

令和5年10月1日から令和10年9月30日まで（60か月）

3. 設置場所及び設置台数

	名称	住所	施設名	台数
1	高知市総合運動場	高知市大原町 158 番地	更衣室棟（屋根有屋外）	1
2			テニスコート（屋根有屋外）	1
3			多目的ドーム（屋内）	1
4			相撲場 1F 合宿所（屋内）	1
5			選手宿泊棟 MB 階（屋内）	1
6			陸上競技場 P 階段踊り場（屋根有屋外）	1
7			陸上競技場スタンド棟 1F（屋内）	1
8			陸上競技場スタンド棟 2F（屋内）	1
9			陸上競技場スタンド棟 3F（屋根有屋外）	1
10	高知市東部総合運動場	高知市五台山 1736-1	北管理事務所（屋根有屋外）	1
11			多目的ドーム（屋内）	1
12			打撃練習場（屋根有屋外）	1
13			投球練習場（屋根有屋外）	1
14			テニスコート運営棟（屋根有屋外）	1
15			体育センター（屋内）	1

4. 機器例示品

- (1) 日本光電工業株式会社 カルジオライフ AED-3100
- (2) 株式会社フィリップス・ジャパン ハートスタート FRx+e
- (3) オムロンヘルスケア株式会社 レスキューハート HDF-3500
- (4) 株式会社 CU CU-SP1
- (5) 旭化成ゾールメディカル株式会社 ZOLL AED Plus
- (6) 日本ライフライン株式会社 ガーディアックレスキュー RQ-6000

5. 機器仕様（設置1台あたりの構成）

(1) AED 本体：1 台

- ① 医療用具（除細動器）として薬事法上の承認を得ていること。また、非医療従事者に対しても使用が認められているものであること。
- ② 日本蘇生協会の「JRC 蘇生ガイドライン 2020」に準拠した機種であること。
- ③ 毎日、AED 本体・電極パッド、バッテリーについてのセルフテストを行い、使用可否について目視で確認できること。
- ④ 未就学児モードへの切替または未就学児用の電極パッドを備えるもの。
- ⑤ AED の操作方法及び心肺蘇生の手順を誘導する日本語の音声ガイダンス機能を有すること。

- ⑥ 防水・防塵性は IP55 以上を有すること。
- ⑦ AED 本体の保証期間は 5 年間を有すること。
- ⑧ イラスト表示やランプ点灯により難聴者等の使用に配慮した機器であること。

(2) 電極パッド：1 組（本体付属品）

※ 未就学児に専用パッドで対応する機種については、小学生～大人用と未就学児用を各 1 組備えること。

(3) バッテリー：1 組（本体付属品）

(4) 救急セット：1 組

- ① 衣服切除用はさみ : 1 個
- ② 使い捨て不織布またはタオル : 1 枚
- ③ カミソリまたは除毛テープ : 1 個
- ④ 感染防止用手袋 : 1 双
- ⑤ 人工呼吸補助用具 : 1 個

(5) AED 収納用バッグ：1 個

AED 本体の保護を目的とし、救急セットを収納できるもの。

6. 機器の納入

- (1) 令和 5 年 9 月 30 日までにすべての物品について納入すること。
- (2) 設置箇所については、各施設に既存の壁掛け型収納ケースに設置するものとする。
- (3) 納入時に、設置施設の職員に対し、使用方法等について説明を行うこと。

7. 問い合わせ先の確保

24 時間対応可能なコールセンター等で AED に関する問い合わせ先を確保すること。

8. 保証等

- (1) AED 本体の保証期間中における通常の使用での故障や不具合には無償で対応すること。
- (2) 契約期間中に必要なバッテリー・電極パッドの定期交換に係る費用については、賃貸借料に含むものとする。
- (3) 契約期間中、賃貸人の負担において動産総合保険を付すこと。ただし、賃貸借契約において同等以上の保証が確保されている場合は、その限りではない。
- (4) 契約期間中において、日本蘇生協会に基づくガイドライン等の変更があった場合には、賃借人に情報提供を行い、AED 本体のシステム設定変更等については、必要に応じて実施すること。

9. その他

当仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、協議し決定するものとする。